

海上自衛隊第2術科学校校内における自動販売機の設置及び経営に関する業者の募集について

防衛省海上自衛隊田浦地区に所在する第2術科学校において、自動販売機を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 令和元・2・3年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置台数および設置場所

飲料水自動販売機 缶・ペットボトル式 1台（第3隊舎4階）

4 募集要領の配布

- (1) 期 間：令和4年4月11日（月）から令和4年5月9日（月）
ただし、土、日、祝祭日を除く10時から16時まで（12時から13時を除く。）
- (2) 場 所：海上自衛隊第2術科学校総務部厚生課（担当：山田）
神奈川県横須賀市田浦港町497番地25外（田浦厚生センター3階）
電 話：046-822-3500（内線6133）
FAX：046-822-3500（内線6134）
- (3) 公募に参加を希望する場合は、上記（1）の期限までに連絡した上で、参加希望者が直接募集要領等を受領すること。業者の代理受領は認めない。

5 その他

細部については、募集要領による。